

佐倉市公共建築物等における木材利用促進方針

(目的)

第1 この方針は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の保全、水源のかん養等に貢献することに鑑み、公共建築物等における木材の利用を促進すること等を目的として制定された公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、千葉県が定めた千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針（平成23年3月31日付け森第2205号）に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定め、佐倉市内の公共建築物及び公共施設における工作物（以下「公共建築物等」という。）の整備及び長寿命化における木材の利用を推進することを目的とする。

(定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共建築物 市又は市が委託等をした者が管理を行い、又は管理する見込みのある建築物（外構を含む。）をいう。
- (2) 公共施設における工作物 市又は市が委託等をした者が管理を行い、又は管理する見込みのある道路、河川、公園等に係る工作物をいう。
- (3) 木造化 公共建築物の構造耐力上主要な部分（壁、柱、梁、けた、小屋組等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (4) 木質化 公共建築物の内装又は外壁の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物等に対して可能な限り木材の利用に努めるものとする。

(公共建築物における木材の利用の目標)

第4 公共建築物の新築、増築、改築又は改修に当たっては、次に掲げるものを除き、低層の公共建築物について、木造化又は木質化を図ることに努めるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の法令、施設設置基準等により木造化又は木質化が適当でないと認められる場合
- (2) 費用対効果の点で木造化又は木質化が適当でないと認められる建築物
- (3) 災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な建築物
- (4) 危険物を貯蔵し、又は使用する建築物
- (5) 伝統的建築物その他文化価値の高い建築物又は文化財を所蔵し、又は展示する建築物等の木造化又は木質化が適当でないと認められる建築物
- (6) その他木造化又は木質化が困難と認められる建築物

(公共施設における工作物の木材利用の目標)

第5 市は、公共施設における工作物の整備に当たっては、次に掲げる場合を除き、間伐材を始めとする木材の利用に努めるものとする。

- (1) 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材及び木材を原材料とした製品の利用が困難と認められる場合

- (2) 費用対効果の点で木材及び木材を原材料とした製品の利用が適当でない場合
- (3) その他、木材及び木材を原材料とした製品の利用が困難と認められる場合

(公共建築物の備品および消耗品)

第6 市は、公共建築物の什器等の備品及び文具類等の消耗品について、機能上支障がない場合は、木材を原材料とした製品の利用に努めるものとする。

(優先して利用する木材)

第7 市は、市が整備する公共建築物等の木造化又は木質化に当たって利用する木材については、可能な限り国産の木材の利用に努め、特に千葉県内の森林から産出された木材を優先的に利用するよう努めるものとする。また、建築物における木材の需要の拡大のため、CLT(直交集成材)やLVL(単板積層材)、木質耐火部材等、新たな木質部材での活用についても検討するものとする。

(木材利用で考慮すべき事項)

第8 市は、公共建築物等の整備における木材の利用に当たっては、建設コストに加え、維持管理、解体、廃棄等のライフサイクルコストについて十分に考慮するとともに、利用者のニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮し、これらを総合的に判断するよう努めるものとする。

(木材利用の啓発及び普及の推進)

第9 市は、公共建築物等の木造化及び木質化の推進に当たっては、木材の持つ良さ及び木材利用の意義について、市民に対する啓発及び普及の推進に努めるものとする。

附 則

この方針は、平成30年4月1日から適用する。